

<アングル> 買い物弱者対策＊道が新条例案＊後継店確保 撤退の条件＊大型店「利益ない」不満も

2011/08/09 (火) 北海道新聞朝刊全道(総合) 切抜 4ページ 1180文字

大型店などの撤退に伴う中心市街地の空洞化で「買い物弱者」が増加することを防ぐため、道が独自の地域商業活性化条例の制定に向けた作業を進めている。撤退する事業主に後継店の確保などを求める全国でも例のない条例で、地域のにぎわいや住民の生活基盤を守るのが狙い。年内の制定に向けて商店主や有識者らが話し合いを始めたが、大型店側が負担を嫌って地方に出店を敬遠する可能性もあるなど、課題は山積している。（報道本部 西出真一郎）

「条例に従うことで、事業主に何の利益があるのか」「撤退後の雇用は（後継店によって）確保されるのか」。7月29日に札幌市内で開かれた道商工業振興審議会の条例のあり方を審議する部会。道の担当者が示した条例案のたたき台に対し、出席した学者や商店主、消費者団体関係者ら6人の委員から異論や疑問が続出した。

条例の検討は今年2月、高橋はるみ知事が表明した。道が用意したたたき台は《1》事業主が撤退する際、住民説明会を開催することや後継店の確保を義務付ける《2》事業主に地域貢献活動の計画書の提出や実施状況の説明を求める《3》計画書の不届けや虚偽があれば、罰則も検討する一などとしている。

大型店の地域貢献については現在、道が定めたガイドラインがある。それによると、事業主が床面積1万平方メートルを超える小売店を開店する場合は、出店計画書や地元商店街のイベントへの参加など地域貢献活動の計画書の提出を求めている。

ただ、こうした計画書の提出は強制ではない上、地域貢献の実績を住民に説明する必要もない。大型店の事業主にまちづくりに参加する意識を持たせにくい側面があり、実効性については不十分だった。こうした現状から、道は条例制定の検討を始めた。

道中小企業課は「大型店も地域と一緒にあって、まちづくりに貢献してもらいたい。条例で地域貢献活動などの実効性を高め、地域の衰退を防ぎたい」と説明する。これに対し、条例を話し合う部会の委員の一人は「事業主はその地域で黒字にならないと分かれば、撤退せざるを得ない」と大型店の立場を代弁。別の委員は「税制の優遇策など、大型店側に（条例に協力することの）利点を示す姿勢が必要」と話す。

部会長を務める**高井哲彦**・北大准教授は「条例の効果を示すデータが足りない。大型店でなくても、コンビニエンスストアやドラッグストアが撤退しても地域は衰退する。条例の対象となる店舗の規模など、地域の実情を把握することが重要」と指摘する。

道は今後、道内10カ所で住民との意見交換会を開いたり小売業者に聞き取り調査をして、要望や課題を取りまとめていくが、年内の条例制定への道のりは険しい。

経済産業省の調査によると、2007年までの3年間で、道内の小売店は平均8・8%減少。特に郡部は14・9%減っており、地方ほど小売店の撤退は深刻化している。

COPYRIGHT © The Hokkaido Shimbun Press.

本サービスに関する知的所有権その他一切の権利は、北海道新聞社またはその情報提供者に帰属します。また本サービスは方法の如何、有償無償を問わず契約者以外の第三者に利用させることはできません。